

市営住宅における 子育て・新婚世帯の支援について

田川市では、子育て世帯や新たな地域の担い手となることが見込まれる新婚世帯の負担軽減を目的に、市営住宅（公営住宅）の入居資格である収入基準の月収額を緩和しています。

1 対象となる世帯

子育て世帯

- ・中学生以下の子供がいる世帯

新婚世帯

- ・申込者及び同居予定者である配偶者の婚姻の日（※）における年齢の合計が 80 歳以下であり、かつ、婚姻の日から 3 年以内の世帯

（※）婚姻の日…次のア又はイのいずれか早い日を婚姻の日とします。

ア 婚姻の届け出の日

イ 婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合、住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載された日

2 収入基準

申込者及び同居予定者の収入を含め、諸控除後の月収額が 214,000 円以下であることが必要です。

入居収入基準早見表（※給与所得の場合）

区分	家族数 2 人	家族数 3 人	家族数 4 人	家族数 5 人
年間総収入額	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下

※・収入がある方が 2 人以上いる場合は、全員の収入を合算した金額となります。

- ・身体障害者又は老人扶養等の控除がある方には、この早見表は適用できません。
- ・公営住宅への入居後は、法令に基づき算出される収入月額に応じて住宅使用料を決定する仕組みとなり、住宅使用料は認定した収入月額に応じて変動します。

3 対象となる募集団地

西ヶ浦団地、田川団地、城山団地、大浦市住 ※改良住宅は対象外

